

公布された規則のあらまし

○佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例施行規則（規則第 47 号）

- 1 この規則は、佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 佐賀県少年自然の家設置条例施行規則の題名を佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家設置条例施行規則に改めるとともに、その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 については、公布の日から施行することとした。
- 4 条例附則第 2 項の規定による指定管理者の指定及び利用料金の設定に関し必要な手続については、この規則の規定の例によることとした。